

大規模集客施設等に対する時短要請協力金の概要

概要

- まん延防止等重点措置区域について、宮崎市の大規模集客施設等に対する営業時間の短縮要請を9月30日（木）まで延長します。
- 引き続き時短に御協力いただいた場合、9月30日までの期間分を上乗せして協力金を支給します。また、新たに9月13日から御協力いただいた場合は、13日以降の期間分の協力金を支給します。

要請の主な内容

【内容】

営業時間の(午前5時～)午後8時
までの短縮 ※イベント開催時等は午後9時

【対象者及び対象地域】

通常、午後8時以降も営業している
宮崎市の大規模集客施設等

【期間】

8月27日(金)～9月12日(日)【第1期】
9月13日(月)～9月30日(木)【第2期】

※協力金の対象については、8月30日(月)午後8時から9月13日(月)または10月1日(金)午前5時まで
営業時間短縮に協力した場合に支給。

(8月27日(金)、8月28日(土)、8月29日(日)から協力した場合が対象)

※第1期・2期分をまとめて申請することが可能。

お問い合わせ先

コールセンター：0985 (44) 2791
・受付時間：9時～17時 ※土日・祝日除く。

協力金の概要

	大規模集客施設	テナント等
交付対象	特措法第24条第9項に基づく左囲みの時短要請に全面的に協力いただいた床面積1,000㎡超の施設 映画館、集会場、ホテル又は旅館(集客部分に限る)、体育館等運動施設、遊興施設・遊技場(スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等)、大規模小売店・ショッピングセンター等、サービス業を営む店舗等 注)劇場、集会場、ホテル・旅館(の集客部分)等の施設は協力金の対象外。	左記施設の一部を賃借するテナント等 左記施設の時短利業に伴い、時短営業を行ったテナント(生活必需品販売店も含む)
交付額	1,000㎡ごとに20万円×時短率(※)×時短日数	100㎡ごとに2万円×時短率(※)×時短日数

※時短率:時短した時間÷時短前(通常)の営業時間

大規模集客施設等に対する時短要請協力金の概要

大規模集客施設運営事業者	テナント 特定百貨店店舗 【有り】	①自己利用部分面積に係る協力金 $1,000\text{m}^2$ 毎に20万円×時短率×時短日数 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 自己利用部分面積 大規模集客施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分であり、かつ、営業時間短縮要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積(※生活必需品売場を除く) </div>
	※劇場、集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール、ホテル・旅館(集会の用に供する部分のみ)、テーマパーク、遊園地等は対象となりません。	②テナント事業者等管理把握に係る協力金 (テナント+特定百貨店店舗)×2千円×時短率×時短日数 ある場合加算
	テナント 特定百貨店店舗 【無し】	③特定百貨店店舗数に係る協力金 特定百貨店店舗数×2万円×時短率×時短日数 ある場合加算
テナント事業者	※これらに入居するテナント事業者は対象となります。	テナント事業者向け協力金 100m^2 毎に2万円×時短率×時短日数
映画館運営事業者 (映画館が1,000 m^2 超の大規模集客施設である場合)		①自己利用部分面積に係る協力金 $1,000\text{m}^2$ 毎に20万円×時短率×時短日数
		②映画館運営事業者に関する協力金 スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映予定回数)×時短日数
映画配給会社 (映画館が1,000 m^2 超の大規模集客施設である場合)		映画配給会社に関する協力金 スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映予定回数)×時短日数

【参考】協力金に関する問い合わせ

	質 問	回 答
1	集客施設の時間要請はどうなっていますか？	令和3年8月27日(金)～同年9月12日(日)まで ※遅くとも8月30日(月)から開始してください。 ※宮崎市は、9月30日(木)まで要請期間を延長します。
2	期間中、1日でも時短をしなかった場合はどうなりますか？	全面的に応じていただく必要があるため、協力金の支給対象となりません。
3	支給要件の「総床面積が1,000㎡を超えていること」とは？	県ホームページに掲載の「時短要請対象施設か否かの考え方(総床面積の考え方)」を参照ください。
4	時短中は、時短したことを対外的に示す必要がありますか？	期間中の時短状況を対外的に周知する必要があります。 具体的には、県ホームページに掲載している時短ポスター又はこれに類するものを店頭に掲示してください。(実施期間や時短状況が分かるもの) また、店頭に掲示している様子を写真に残しておいてください。協力金の申請に当たっての必要書類となります。